

令和7年度

事業計画書(案)

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

社会福祉法人 ときわの杜
ひまわり荘

運 営 方 針

基本理念

利用者の意向を尊重し相互信頼に基づく自立した生活支援を行う

運営方針

近年、障害者支援施設をめぐる動向から、「障害者支援施設の在り方」について、調査・研究が進められています。このことを踏まえて本年度、ひまわり荘は利用者の障害の重度・重複化、高齢化に対応した、より専門性の高い支援体制の構築を目指します。質の高いサービスを提供できるよう、基本である施設理念に基づき、一人ひとりの意向を確認しながら、安全・安心な生活を確保し、誰もが分け隔てなく暮らせる共生社会の実現に向け地域社会との連携を図り取り組んでまいります。

また、令和8年度から義務化される「意思決定支援」について「自己決定」に基づく支援であることから「どこで、誰と暮らすか」等の重要な決定をする場合に計画的な支援が必要となります。そのため「意思決定支援ガイドライン」や研修会を通して意思決定支援の重要性を学び、理解し適切な支援ができるよう、職員の資質向上を図ってまいります。

さらに、利用者の健康管理においては、感染症対応を含め、看護師を中心に利用者の状態を観察・把握し、全職員と情報を共有することで、早期発見、早期対応に努めます。また、BCP（業務継続計画）については、施設間の連携を図りながら計画に沿った訓練を実施いたします。

[基本方針]

- 個人の尊厳の保持と個性の尊重
- 利用者の心身の健康維持・管理・感染症予防と対策
- 個人の有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるよう良質かつ適切な生活支援の提供に努める
- 地域生活を構成する社会の一員として社会・経済・文化・その他の活動に参加する機会を用意し、積極的に活動できる支援の提供と自己実現に向けた取り組み
- 職員の質の向上のため職場内研修会・勉強会・施設外研修会・研究会・会議等に参加し、自己研鑽に努め良質なサービスを提供する
- 防犯・防災対応マニュアルに沿った定期的な訓練を実施する

事業内容

1、生活介護事業

利用者に対し入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供及びそれらを通じた身体能力、日常生活維持向上を図る介護等を実施する。

2、施設入所支援事業

利用者に対し居住の場を提供し、夜間における食事、排泄等の必要な介護や日常生活上の支援を実施する。

3、短期入所事業

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者・障害児に対し、入浴、排泄、又は食事等の介護や日常生活上の支援を実施する。

[サービス管理体制]

前記1・2・3の事業を実施するにあたり、サービス管理体制を整えサービス管理責任者が個々の利用者について、アセスメント・個別支援計画の作成、継続的な評価を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

[健康管理、医療の充実と感染症予防対策]

看護職員が中心となり利用者の健康状態を常に把握し急変時の対応等生活支援員と協力し、医療機関と連携して最善に努める。また、新型コロナウイルスをはじめ季節ごとに流行する感染症に対し、常に予防対策を講じながら蔓延防止に努める。

[食生活の充実]

管理栄養士が中心となり、衛生管理に努めながら利用者の栄養マネジメントを実施し、身体の状況及び栄養状態を把握し栄養管理並びに食生活全般の支援を行う。

[地域連携と地域活動]

地域の社会福祉協議会と連携し地域福祉の推進に積極的に協力する。また、地域ボランティアを受け入れ活動の活性化と定着を図り、地域行事等に参加する。

[緊急時における対応]

利用者に疾病等の急変が生じた場合やその他必要な場合は速やかに嘱託医、協力病院、利用者の家族へ連絡を行い対応する。

[非常災害対策]

消防法の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他、必要な訓練を行う。また非常災害に備え災害対応マニュアルを整備し適切に対応できるよう職員間の共通理解と連携を図っていく。

[防犯対策]

施設周りの環境を整備し、防犯カメラの設置、ドアの施錠確認等を行い不審者の侵入を予防するとともに、警察など関係機関や地域社会との連携、防犯情報の収集を行うなど基本的な留意事項、危険管理の重要性を理解し、各職員の防犯意識を高めながら取り組んでいく。

[虐待防止対策]

利用者の人権擁護・虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに従事者研修や権利擁護委員会活動を通し人権意識を高め、業務の振り返りを行いながら利用者の権利擁護につながるよう支援体制の強化に努めていく。

[環境整備]

利用者の居住空間である施設内外の環境整備を行い、安らぎのある落ち着いた生活が送れるよう努めるとともに建物、設備、機器の保守点検を実施する。

<支援サービス>

目 標

1、排泄介助・入浴介助・食事介助等日常生活支援

○利用者一人ひとりが持っている残存機能を生かした生活援助と、利用者の意向を尊重した安全、安心な介助、支援を行う。

[排泄介助]

- ・利用者個々の身体状態に合わせた排泄介助方法を検討しながら、支援に努める。

(全介助、一部介助者の合計43名、内おむつ使用者29名、カテーテル留置9名)

[入浴介助]

- ・身体状態にあわせた機械浴、一般浴を週3回(行事時変更有)、身体の清潔保持、身体の変化等の観察、入浴によるリラックス効果などを考慮した入浴介助を行う。
- ・機械浴利用者39名、一般浴利用者9名

[食事介助]

- ・咀嚼や嚥下機能の低下が見られる方やむせりのある方等、個々の利用者の状態に合わせた食事形態、介助方法を検討し安全で満足のいく食事の提供を行う。

(障害支援区分5と6の合計41名、平均年齢60.46歳)

2、個別支援計画の策定

○利用者の個々の状態を把握、理解し、一人ひとりの生活に合わせた支援計画を策定する。策定に当たっては利用者本人、家族の主体的な参画を基本とし、より具体的に明確な計画を作成、実践する。また、定期的な評価と利用者の状態の変化に合わせた対応の検討を随時行う。各グループごとに毎月モニタリングを行い再アセスメントする。

3、リハビリテーション

- 利用者一人ひとりの高齢化や健康状態にあわせて機能維持・向上を目的に個別支援計画を策定し実施する。
- 健康維持・上肢下肢の筋力の維持の訓練や拘縮予防のストレッチを計画し実施する。
- ラジオ体操、リハビリ体操により日常動作の維持、継続を図る。
- 利用者的高齢化の状況を考慮したクラブ活動やサークル活動、訓練を通じて楽しみながらできる日常生活関連動作の維持を図る。

4、アクティビティの支援

○利用者の状態に考慮したアクティビティを目的に合わせて計画的に実施する。